

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による核燃料輸送物設計承認申請（TN JA型）に係るヒアリング（5）

2. 日 時：令和2年11月5日（木）10時00分～10時35分

3. 場 所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※はTV会議システムによる出席）：

原子力規制庁 原子力規制部 核燃料施設審査部門

東管理官補佐、山後安全審査専門職、田口係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門

新型転換炉原型炉ふげん 施設保安課 マネージャー 他6名※

トランスニュークリア株式会社

チーフエンジニア 他2名※

5. 自動文字起こし結果：

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

6. その他：

【事業者からの配布資料】

資料1 安全解析等に関するコメントリスト TN JA型核燃料輸送物

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。ただいまからJAのDNA型の申請に関する面談を始めます。
0:00:08	不開示情報の発言に注意してください。発言してしまったときは、その旨そのまま指摘をお願いします。それからですね元い発言の前に所属と名前を言ってください。発言の際はマイクを使用して、
0:00:24	発言しないときはマイクはオープンにしておいてください。
0:00:28	それではJAEAさんの方から説明JAの
0:00:33	から説明をお願いいたします。
0:00:35	原子力機構JAEAのエバラですよろしく願いいたします。本日の説明ですが資料の1Eを用いて説明させていただきます。
0:00:48	全部で19枚あるかと思しますので本日のですね回答については
0:00:58	11月5日回答を回答時期に、11月5日と書いてある部分でございますのでさっきも実は英語圏をですねご質問の5件について回答させていただきます。
0:01:13	まず初めにですね、19分の4ページ目をご覧ください。
0:01:21	記
0:01:23	ナンバー4のところですね。コンポーネント内容についてですけれども塑性ひずみについて収束した状態の中でのひずみであれば、残留ひずみとすべきではないか。擁護修正をけんぼすることというコメントをいただいてまして、回答としては
0:01:43	具体的に舵を採用させるときに発生するひずみは弾性滑りとモース塑性ひずみに分類されます。塑性ひずみは応力の浄化後に残留するひずみであり、塑性ひずみ等残留ひずみは同義であると考えております。
0:02:02	しかしですね、この安全解析書では、移送容器の構造強度に関する評価の指標として相当塑性ひずみを用いておりますので、Valueひずみではなく、今回ずつ減るという用語で統一して採用しているというところでございます。
0:02:22	すみません、規制庁さんもですけれども、今後についてちょっと次の質疑をさせていただきます。よろしいですか。
0:02:30	はい、よろしく申し上げます。
0:02:32	規制庁のサンゴです。案を
0:02:35	基準の続いてなんですけれども、試験条件かとかある、そういう条件を行った後にひずんでいる状態というのが、
0:02:47	組成ひずみなのか、それとも何か周りに押されている状態で変形していて、回れEの何かをされているものが、取り除かれたときに、
0:02:58	一部そのひずみが回復するようなものとかっていう区別がされた上で、塑性ひずみ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:03:08	最終的に全部評価されているというふうに考えてよろしいのでしょうか。
0:03:21	JAの佐藤です。ご質問いただいた点については弾性域をちゃんと区別されているかというご質問でしょうか。そうです。そうすると、規制庁サンゴですけどそういう意味になるのかなと思います。
0:03:39	JAの佐藤ですけども、
0:03:45	基本的には弾性域の歪についてはですね、書籍に塑性ひずみに比べると、微小なものになりますので、当解析の評価としては、別途塑性ひずみ、
0:04:01	を用いて評価を行っております。以上です。
0:04:05	はい。規制庁のサンゴですけども、そうすると、今申請書に書かれてるひずみというふうに表現されている部分については、
0:04:14	すべて
0:04:17	周りいいから押されてる状態Eでひずんでいるというわけではなくて周りから能力っていうのを外したとしてもひずんでいるものが全部記載されているという。
0:04:30	ことでいいですかね。
0:04:33	JAの佐藤です。
0:04:36	ご理解で問題ありません。以上です。
0:04:42	はい、わかりました。規制庁サンゴですけど、次の説明をお願いします。
0:04:52	はい、原子力機構のエバラです。それでは 19 分の 5 ページ目をご覧ください。
0:05:00	はい。
0:05:02	No.8 でございます。
0:05:05	こちらのほうはどう伝熱体については、落下し憲法規則の基準がどう違うのか、本土による強度の低下などを踏まえて考察を加えて欲しいとか何か試験の結果で説明しても変わらないというご質問いただいております。
0:05:21	回答としてはどう伝熱対話強度部材ではないということで構造解析において評価対象外としております。しかしですね、今回その申請書の中にあります通り 3 分の 1 スケールモデルの落下試験において、
0:05:38	ロウデン熱水の脱落はないということを確認しておりますので、
0:05:46	その強度を
0:05:48	なんか試験で確認をしているというところでございます。説明は以上です。
0:05:55	はい。規制庁さんはですね等内容っていうのが申請書に読めるようになっているかどうかというところなんですけれども、
0:06:04	どこかでこれは読めるのでしょうか。
0:06:13	JAのサトウですと、今、御回答した通りですね、洞道で熱対話共同

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

0:06:21	現在ではないため、構造解析の評価としては対象にしておりませんので、別途そういった記載はちゃっておりません。以上です。
0:06:32	規制庁サンゴです。そうするとですね、
0:06:37	SCALEモデルの落下試験で脱落はなかったのですが、特別の試験条件かとかそういう状態でもこれは脱落しないものとしているというようなことがわかるように、販注水なんてすかね補正を
0:06:53	したほうがよろしいんじゃないでしょうか。
0:07:07	すいません規制庁サンゴですけど聞こえましたか。
0:07:11	すいませんちょっとこちらで相談させてください。はい。
0:08:05	これ、
0:08:06	JAの佐藤です。すみませんまた出しました。当タグチスケールモデルの試験結果を、その実機のほうに反映するという事なんですけれども、ちょっと
0:08:22	方針については、もう一度ちょっと検討させていただきたいと思っております。
0:08:28	以上です。
0:08:31	はい。規制庁サンゴですが、検討いたしますでもう一度言いますけれども、どう伝熱たいいが、
0:08:39	なんて言うんですかね、ちゃんとした構造位置にいないと電熱性がないのでいろんな熱の影響とかそういうところがどういうふうになるのかっていうのを見る見ないというところに影響しますので、
0:08:52	そういったところを説明する上で、必要ではないかなというところもありあったところを検討をお願いします。
0:09:01	それでは次の説明のほうにお願いします。
0:09:06	はい。利益規模のエバラです。
0:09:10	続きまして 19 分の 6 ページ目をご覧ください。
0:09:15	No.12 です。
0:09:17	5 近郊の低温強度について破壊脆性試験を行い、こちらの書いてある紙の温度でですね、使用可能であることを確認するとしているが、使用可能とする判断基準の考え方をします。
0:09:32	ということでございますけれども、回答としては、本体胴及びそこ板等の材料であります。こちらの機械を記載している企画ではですね、破壊脆性試験としてされている衝撃試験と包絡に試験を
0:09:49	行うということで、これらの試験はこちらの温度で使用可能とする判断基準を採用しておりますので、今回ご質問のあった、この温度ですねにおいても使用可能と判断しております。
0:10:07	説明は以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※ 3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:10:10	規制庁サンゴです。今おっしゃって説明いただいた内容の確認は容器承認のときの材料検査で行われるものと理解してよろしいでしょうか。
0:10:23	原子力機構のエバラです。はい、その理解でございます。
0:10:29	はい。規制庁のサンゴですけれども、どうそこいたの溶接部についての
0:10:36	強度の確認というのは、
0:10:38	どのようにになりますか。
0:10:47	JAの佐藤です。同様にツールに関してはですね、溶接の施工確認試験を実施しておりますので、影響度についても確認された施工方法になっております。以上です。
0:11:04	規制庁サンゴです。はい、ありがとうございます。
0:11:09	あと、次の説明をお願いします。
0:11:13	原子力機構のエバラです。続きまして 19 分の 7 ページ目をご覧ください。No. 14 になります。
0:11:23	コメント内容としては密封装置学校に豚とフランジ面、フランジの合わせ面、の直撃の場合の密封健全性について考え方を示すことと回答としては 3 分の 1 スケールモデルの落下試験では 2 次ぶたのオリフィスを直撃するように全部コーナー
0:11:43	ヨーロッパの角度で 1m 落下試験が実施されております。この試験の結果によれば 7 工房はですね、2 次ぶたまで完了せずに折れ曲がりえり豚に損傷を呼んでおりません。
0:11:59	一方、側面からですね、の職員については試験では確認されていないけるというですけれども、ユーシンからの大きい重心から大きく外れており、また全部衝撃吸収カバーの都立経営カバー及び
0:12:15	本体胴で再られているということから、2 次ぶたに損傷は及ばないというふうに考えております。以上です。
0:12:27	規制庁のサンゴです。はい、説明ありがとうございます。この辺りのことでちょっとさらに確認したいんですけども、
0:12:36	結論
0:12:42	三つの装置の部分の説明等であと、
0:12:49	弁通り指数ドレンオリフィスについて、もう
0:12:54	問題ないことっていうのはこのカバーの隔離ということでもいいんでしょうか。
0:13:10	原子力機構のエバラでちょっと、ちょっとお待ちください今確認しますんで。
0:13:50	トランスにクレーンのワカツキです。
0:13:55	ただいまいただいた御質問ですけど弁当リストドレンオリフィスに関してはですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※ 3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:14:00	安全解析所SARのどのへの計上 7 ページのほうで評価しております。
0:14:11	すいません規制庁サンゴですけれども、ちょっとその内容を今教えていただけますか。
0:14:23	手計算ベースでありますけども、 XXXXXXXXXX の板厚と引っ張り動作から等捨てるものです。
0:14:35	計算結果です。ねリスクが貫通することはないという結論を出してます。
0:14:45	すみません、トランス二階のワカツキした。
0:14:49	はい。規制庁サンゴですけれども
0:14:52	すいません確認なんですけど。
0:14:54	衝撃吸収カバーには飲ん内容人数はならないんですかね。そうするとちょっと図面の見方がよく難しいんですけど。
0:15:04	TRACEにくいワカツキで正当。
0:15:07	ですね、ドレン
0:15:09	弁当理想ドレンオリフィスに関してはですね。緩衝体のいいんで、完全には覆っている形ではないです。
0:15:18	そう。
0:15:21	はい。
0:15:30	規制庁様です。はい。説明はわかりました。
0:15:36	はい。
0:15:40	次の説明をお願いできますか。
0:15:46	はい。
0:15:47	はい、原子力機構のエバラです。
0:15:51	続きまして、19 分の 3 ページ目、13 ページ目をご覧ください。
0:15:57	No.4 でございます。
0:16:00	10 密封の際に水を無視できる理由の日合わせ記載案を検討することということで、こちらのほうは、オーナンバさんの御質問からの追加質問ということでございます。
0:16:16	ということで、ノ意図としてはですね、二相容器を 15 メーターの私立医科に 8 時間置いた場合の一時 20 分可搬への浸水量の評価。
0:16:28	これは先ほどの御説明言ったNo.3 の御質問ですけれども。附属書類について追加したいと考えてます。
0:16:37	附属書類の案としてですね、資料 1-13 に示しますのでそちらをご覧ください。ということでいう規模の 19 ページ目でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※ 3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:16:53	ここのですね、以前ナンバー3のコメントで回答要旨させていただいたのがいいの7.2のこの計算式でございまして、
0:17:05	今回のご質問の件で、経企さしていただいているのか。
0:17:19	そうですね。
0:17:21	この表の炉の第1E-F1表の上にあります。この2行追記させていただきます。
0:17:31	読み上げますとこの1リッター当たり部高値の支出利がさらに道内に浸水する量はもう響き程度であり、輸送容器の流向増倍係数に有意な影響を与えることはない。
0:17:45	いうことを俗称が附属書ですね、のほうに記載したいというふうに考えております。以上です。
0:17:59	はい。規制庁のサンゴで性確認なんですけれども、
0:18:03	ある用の水があるとあっても、輸送容器の焼却灰という解析の実効増倍係数2や影響与えることはないというところは、
0:18:18	はい。
0:18:27	強制的な
0:18:29	部会ということでもいいですかね、定量的に何かもう養生しまして、こうだからという話をするまでもなく、
0:18:40	業務所掌としてそもそもそういう状況。
0:18:43	することの量ではないというところがもう、
0:18:46	何か一般的な値として
0:18:49	今の常識みたいな考え方になってきているところで迂回してるんでしょうか。
0:19:00	プラスNuclearヨコエでございます。
0:19:03	今回のこの浸水量をですけども、人月目道内にこの浸水量がすべて売却いたしましても、道内の応用設置。
0:19:19	考慮いたします。道内に入った水の蒸発、
0:19:25	だという仮定を置きますと、その密度はですね。
0:19:29	非常に小さいものになります。具体的には鉄塔間水の密度は1g/ccですけども、それが一般家庭10のマイナス5乗をg/ccというごくごくスイッチみたいなものになります。
0:19:46	こういうような水がキャビティ内に今年齢がにあたりまして、いうのの行動倍係数に与える影響は無視できるということは確かです。
0:20:00	キャスク内の水密度を踏まえてですね、水0から水位置まで概ね右上がりの
0:20:11	入れ的な独占状態で上がっていくんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:20:15	診るゼロのときがですね、PRの 17 ページ、6E-17 ページに時工事で
0:20:24	例えば一番厳しい数字、0.470. 47 ぐらいなんですけども。
0:20:31	片や、水が 1 のときだけ. 65 です。
0:20:35	つまり、
0:20:37	これを考えますとですね、ここにごくごくわずかな水が入っても、今申し上げた 3 掛け 10 のマイナス 5 乗g/ccというのは水が存在してもいいです。
0:20:46	計算結果をですね、誤差のうちにしか入らないです。
0:20:50	つまり
0:20:53	いやいやに書いた通り、技術力の実効増倍係数に与えるような水が必要では ないということは明白です。
0:21:01	御説明は以上です。
0:21:06	規制庁サンゴですわかりました、説明終わりました。
0:21:10	これはですね、この部分、
0:21:13	とって何ですけれども、今
0:21:17	いろんな申請だろうっていうところを防止するための特別な
0:21:22	それがどういったものだからというような設定がちょっと不足しているように、ら れますので、
0:21:30	なぜ、
0:21:32	この特別な措置としてどういうものであるのか。
0:21:36	ということをもうちょっとわかりやすく設定が費用追加する。
0:21:41	検討
0:21:42	いただけないでしょうか。
0:21:55	はい、原子力機構のエバラです。今いただいた
0:22:01	質問、質問とかについてもう一度説明、こちらの方で検討させていただきます。以上です。
0:22:10	規制庁ファーマーズちょっと念のために見ますと、今、特別の設置について説 明されてるみたいなのが多分物言いの 1 ページ目を書いてある。
0:22:22	その分を入れなくてもいい理由として、特別な措置、
0:22:27	装置のところ特段措置として考えてますっていうふうにはしか入ってないので、こ の辺りを、何でこれ投資関係の特別な措置として考えられるのかというところ、
0:22:39	説明書きを
0:22:41	説明があった風化礫なんかどっかで説明するような検討をお願いしますという ことです。
0:22:47	特に

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※ 3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:22:52	はい。
0:22:54	どこかにどこに書くべきかというところは
0:22:58	申請書の構成とかは枯渇しますけれども、
0:23:06	特になつたなければ次の説明のほうにお願いしたいと思いますよ。以上です。
0:23:13	はい、原子力機構のエバラですね、記載の、ちょっと内容とか場所については、また検討させていただきます。本日のですね説明は以上の5件。
0:23:27	になります。
0:23:29	以上です。
0:23:32	規制庁サンゴですありがとうございますで残りの
0:23:36	関東時期なんですけども。
0:23:42	どれぐらい委員になりますか。
0:23:46	はい、連成機構のエバラです。今のところですね、12月上旬を目標に今残ってる、少し解析等を検証作業が必要なもので、そこをやって、
0:24:02	おりますので、12月上旬を目標に回答できるように準備を進めております。
0:24:10	以上です。
0:24:22	規制庁サンゴですけれども、そうすると、12月上旬ぐらいにちょうど細かい事実確認の部分の回答が全部で行ってから、
0:24:33	その内容を補正するという。
0:24:39	入ると思うんですけども。
0:24:42	こういったところでの
0:24:45	補正申請書だということというのが面内ビルみたいなところ。
0:24:51	ただ目標というふうに理解しておけばよいでしょうか。
0:25:03	はい。
0:25:11	原子力のエバラでちょっと、ちょっとお待ちください。
0:25:34	はい。
0:25:49	原子力機構のエバラです。
0:25:52	はい。
0:25:54	え一つですね回答案、
0:25:57	その補正案については12月上旬のすべての回答させていただいて、
0:26:03	そこからそこからというか以前いただいている魔法補正内容については、並行して回答案を補正内容つつ進めますけれども、その12月上旬の回答すべてをですね、さしていただいた
0:26:18	それから、そしていただいて、補正内容をしっかりこの中で固めてそれから技術審査とか行いましてですね、規制庁さんと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:26:34	雨だとかを経て、できる限り早くですね、補正申請をしたいというふうを考えておりますので、12月のちょっとそのぎりぎりというところよりももう少し早くですね。
0:26:49	私たちが補正をしてですね、承認を得たいと思っておりますので努力させていただきます。以上です。
0:27:00	はい、規制庁のサンゴです。わかりました。
0:27:06	ほかに何かございますか。
0:27:10	横断方向から、
0:27:12	でも、
0:27:14	こちらは、
0:27:28	こちら東京事務所特にございませぬ。
0:27:34	核サ研のほうも特にございませぬ。
0:27:44	それとふげんからとか一つですけども、原子力機構のエバラです。
0:27:51	今日ですね御説明した資料の19分の6ページ目
0:28:00	昨日ですね、No.11のコメント内容なんですけども。
0:28:06	これはNo.10のコメント等を受けて、駐車落下の確度について選定理由をまた定量的に示したことはできますかということで、ご質問いただいておりますけども、これナンバー10のほうですでに
0:28:23	こういった格好で選定してますということをおっしゃるので、すでにつちゆすることは可能であるということから、そのまま11の質問自体をちょっと削除したいと思っておりますけども、それは問題ないでしょうか。
0:28:43	規制庁のサンゴです。
0:28:46	この11番で言っている内容というのは順番で回答されたところが、
0:28:54	正しいのかどうか。
0:28:56	そういうところを、
0:28:57	確認するので。
0:29:01	ある角度の範囲でどこが
0:29:05	トップになっていて、そのトップの角度が選定されているところを確認したい。
0:29:11	からグラフとか会計聞いてもらえませんかということの質問になったんですね。
0:29:18	で、
0:29:20	これが
0:29:23	まずちょっと回答が難しい理由というのはないかあるんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:29:29	では、回答利用難しいはありません。はい、今んですのでこれを示すことを考えてますので、何か改めて
0:29:40	回答はどこかでするっていうことは考えておりません。
0:29:47	要はナンバー9のほうの回答のほうに思ってますね、その考え方を示しておりまして、定量的に示そうということで、補正の大所内容として検討を始めたいと思ってますけども、
0:30:07	規制庁のサンゴにすると
0:30:09	今、私の理解には、
0:30:13	10番の回答のところで、先生に当たって何度か何度までやりましたというところを評価グラフなんでもいいんですけど、ある確認したところが数字が全部出てその中で一番大きいところ、ここでこれを選びましたっていうような説明書きが補正に追加するので。
0:30:33	11番というのは改めて回答する必要はないんじゃないかというふうに理解すればよろしいでしょうか。
0:30:45	JAのサトウでどうぞその御理解で問題ありません。補足しますと、当コメント10のほうは、当機構で定例としては配送しておりますので、
0:31:00	その際にいただいた選定理由をグラフ等で定量的に示すことができるかということについてはそのままその点についても拝承しております。
0:31:13	本日ちょっとあれかね、ここは
0:31:17	国会にさせていただいたほうが良いと思うんですけども、選別の挙動もコメントに関してですね、
0:31:29	本当にコメントをいただいたと思うんですけども、そのご連絡いただいた内容と同様にですね配送した内容を表したコメントについては削除させていただいたほうが良いかと思ひまして、今回このようなご相談をさせていただいている次第です。以上です。
0:31:49	規制庁のサンゴです。コメントなんすかね質問自体があまりいろいろあるものでなくて、ただ単に、
0:31:58	補正の仕方を2ページの
0:32:03	確認みたいなどころですので、この辺りのことはなくてもいいのかなというところはありますけれども、それにもこれ出ているので、回答準備中というよりは、そういう内容で補正をしますとかというふうに書いておけば、
0:32:19	書いておけばっていうかそういう回答なのでよろしいじゃないでしょうかね。
0:32:25	いかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:32:28	平成 19 年度はです。はい、ではそのように、この、ここは残しといて、回答内容は、10 のほうで拝承しておりますので、その補正内容について検討を検討というかですね。
0:32:45	回答済みということでさせていただきます。
0:32:55	規制庁のサンゴですけれども、
0:32:58	回答としては今お聞きした中では 11 番のコメントで定量的に示すことができますかという点に対して定量的に示しますという回答で本日終わったということで、
0:33:13	という理解でよろしいですかね。
0:33:16	原子力機構のエバラです。その理解です。以上です。
0:33:21	はい。規制庁サンゴですけれども、資料 1 のところについては、この部分にちよつと
0:33:28	修正をして、また提出をお願いいたします。
0:33:36	原子力機構の山ですと修正して提携いたします。
0:33:44	出ちょサンゴですけど他はよろしいですかね。
0:33:53	はい、原子力機構のエバラです。はい。こちらの状況の崩壊等については以上でございます。
0:34:05	はい。規制庁サンゴです。それでは残りの部分については引き続き、準備を進めていただいて、
0:34:12	全部終わり次第ご連絡ください。本日のPANDA型の面談はこれで終わります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※ 3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。